

令和2年4月2日

青山中学校保護者様

港区立青山中学校
校長 中田 和直

青山中学校の教育活動の再開等について

青山中学校は港区教育委員会の方針に基づき、下記のように4月6日（月）より学校の教育活動を再開いたしますのでお知らせいたします。

記

1 始業式

(1) 日 時 令和2年4月6日（月） 8：00登校
生徒玄関で新クラスのプリントを受け取り、新クラスの靴箱で上履きに履き替え、旧学年の旧クラスの自席で待機する。

(2) 時 程 8：25 新クラスへ机・椅子移動
8：45 着任式・始業式
9：30 学活（4月8日以降の内容確認等）
10：25 入学式準備（式場・式場外（清掃、1年生教室整備等）
11：10 最終下校

※始業式は体育館の窓を開放し換気を十分に行い、生徒同士の
間隔を1m以上空ける。全員にマスク着用。（マスクのない生徒には学校より配布）

2 入学式

(1) 日 時 令和2年4月7日（火）10：00開式
(2) 参加者 新入生及びその保護者（2名まで）、教職員
（来賓及び在校生は不参加とします。在校生は登校日とはしません。）

(2) 時 程 10：00開式
10：30閉式
10：40学活（保護者は体育館にてPTA説明会）
11：00記念写真（体育館） 記念写真終了後下校

※入学式は体育館の窓を開放し換気を十分に行い、新入生及び保護者間の
間隔を1m以上空ける。全員マスク着用。（マスクのない新入生保護者には学校より配布）

3 生徒の健康管理について

- (1) 引き続き手洗い、咳エチケットを励行します。
- (2) 新年度からできるかぎりマスクの着用をお願いします。
- (3) 健康記録カードを配布します。毎朝、自宅で検温し、体温の記録と健康状態の記入をお願いします。37.5℃以上の発熱や咳等の風邪の症状がみられるときは、無理を

せずに自宅で休養させてください。健康カードは毎日登校後クラス提出します。

- (4) 登校前に自宅で体温を測ることができなかった生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の有無について確認を行います。
- (5) 学校で発熱が確認された場合は、保護者に連絡し帰宅させます。症状がなくなるまで自宅で休養させてください。その間は「欠席」とはせず、「出席停止」扱いとします。
- (6) 可能な限り2方向の窓を同時に開け、教室等のこまめな換気を行います。また、衣服等による体温の調整を行うようことができるようジャージ等を持参させてください。

4 学校での生活に関することについて

- (1) 登校時は昇降口にて手指のアルコール消毒を行います。
- (2) 当面の間については、可能な限り、机・椅子の距離をあけて座席配置をします。
- (3) 学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面が生じる授業については、時間を限って学習場面を設ける等の配慮をします。
- (4) 音楽室等の密閉空間で授業を行う際は、可能な限り、2方向の窓を同時に開けた学習環境を確保します。また、器楽の演奏（リコーダー演奏）より鑑賞の授業を優先して授業を行うなどの工夫をします。
- (5) 家庭科の調理実習。保健体育科の身体接触を伴う単元等については、授業内容を工夫したり、実施時期を変更したりして行うなど工夫をします。
- (6) 昼休みは可能な限り、多くの人が密集することがないよう体育館の使用の仕方、身体接触のある遊び方（バスケットボール、サッカー、鬼ごっこ等の禁止）や図書室の利用の仕方を工夫します。
- (7) 教室やトイレ等のドアノブ、スイッチ、階段の手すり等一日一回以上のアルコール消毒を行います。
- (8) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、不安や悩みを抱えている場合は、教員による相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援等、適切な対応を行います。

5 学習指導に関することについて

- (1) 臨時休業により生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、4月8日（水）から概ね、4月17日（金）までの期間に、前年度未指導の学習内容に関する授業や教放課後の質問教室を実施します。
- (2) 4月8日（水）より必要に応じて、前年度の教科書を持参するよう連絡をします。
- (3) 新入生に対しては出身小学校とも連携し、必要に応じて補充的な授業を実施します。

6 学校給食について

- (1) 4月8日（水）より給食を開始します。
- (2) 給食時間等、昼食の喫食時には、原則として、すべての生徒が座席を前向きにすることや、会話を控える等の対応により、飛沫感染の防止をします。
- (3) 給食の配食等を行う生徒は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐などの症状の有無、衛生的な服装、手指の洗浄などを毎日確実に点検します。適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの適切な対応をします。

7 部活動について

- (1) 春季休業期間については、引き続き部活動を行いません。
- (2) 学校再開後は、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を徹底的に回避するよう内容や方法を工夫して実施します。
- (3) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動ですが、生徒の健康・安全の確保を留意し、担当教員や部活動指導員が部活動の実施状況のみならず所属する生徒の健康観察を適切に行います。
- (4) 部室等の密閉空間の利用については、短時間の利用とすることや一斉に利用しない等の指導を行います。
- (5) 生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。

8 修学旅行、運動会について

- (1) 5月末の修学旅行については延期も含め検討していきます。
6月初旬の運動会については、時間短縮、競技種目の厳選等を含め、また延期も含め検討していきます。

9 学校で感染者及び濃厚接触者が出た場合の対応について

今後、学校において生徒または教員の感染や濃厚接触が判明した場合には、みなと保健所と十分に相談し、感染者及び濃厚接触者への対応や学級、学年、学校閉鎖の措置等について検討していきます。

- (1) 感染した生徒等については、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。
- (2) 保護者が感染する等して、生徒が、濃厚接触者と特定された場合については、当該の生徒を2週間の出席停止とします。
- (3) 濃厚接触者と特定された生徒が、複数在籍する場合、学習の進捗を保障する観点も踏まえ、みなと保健所や当該校の校医と相談の上、学級閉鎖について検討します。学級を閉鎖した場合には、閉鎖日から2週間後に授業を再開します。
- (4) 発熱や咳等の風邪の症状がみられる等、教員の具合が悪くなった際に自宅で勤務することが可能な場合については、校長と協議の上、必要に応じて当該の教員を自宅勤務とします。
- (5) 教員の感染者がいる場合や濃厚接触者が多数いる場合、保健所に相談し、状況に応じて学級、学年、学校閉鎖のいずれかの措置を取り、2週間後に授業を再開します。

10 その他

- (1) 海外へ渡航歴のある生徒については、渡航先で立ち寄った国から帰国した日の過去14日以内に国の入国制限対象地域、検疫強化対象地域に滞在歴がある等の場合、対象となる生徒については、みなと保健所に相談の上、2週間の自宅等での待機を経て健康状態に問題がなければ登校することになります。